

しかし、その業務は逸脱していた可能性がある。④宗教団体が本土復帰まで存続していた事実も含め、沖縄の宗教制度について語られることがなかったのは何故なのか、未だに疑問である。終戦直後には占領軍による改革へ忙殺されていたことは理解できても、復帰後においても、対応実務に携わった諸兄からも聞くことはなかった。沖縄の抱える諸問題への、我々自身の認識不足、鈍感さを改めて反省しなければならない。

琉球政府立法院の宗教法人法参考案

大澤 広嗣

本報告は、琉球政府立法院の第四十回定例議会にて勧告された宗教法人法の立法、及び勧告理由書に添付された宗教法人法参考案について論じるものである。

米軍施政権下の琉球政府では、本土で廃止された宗教団体法（昭和十四年法律第七十七号）並びに宗教団体法施行令（昭和十四年勅令第八百五十六号）及び宗教団体法施行規則（昭和十五年文部省令第一号）を適用して宗教行政を行っていた。日本国憲法第二十条に準じて、琉球政府章典（一九五二年米国民政府布令第六十八号）の第六条には「宗教の自由は、何人に対してもこれを保障する」と記されていたが、大日本帝国憲法を根拠に制定された宗教団体法は、監督規定が多く運用に支障があった。宗教行政を所掌する琉球政府文教局では一九六〇年代初頭より宗教法人法の立法に向けて調査を始めたが、立法院での立法には至らなかった。初的主席公選で無所属の野党統一候補として当選した屋良朝苗が、一九六八年十二月に第五代行政主

席となった直後に状況が動いた。

第四十回定例議会（一九六九年二月―八月）の開会期間中の同年三月十日付で、行政主席の屋良朝苗は、立法院議長の星克に対して宗教法人法の立法勧告を行った。受理した議長は、本案件を文教社会委員会（八人）に付託して、同月十八日の委員会で「宗教法人法（勧告）」が議題となった。同日は参考人として琉球政府文教局から指導部長、同部社会教育課長、同課教育指導主事の三人が招致された。委員会では、資料として勧告理由書と宗教法人法参考案が配布されたが、全十章八十七条からなる参考案は、全十章八十九条の本土の宗教法人法（昭和二十六年法律百二十六号）の施行当時とはほぼ同じ内容であった。参考人から勧告理由として、宗教団体法は信教の自由が制限され、早期に立法したい旨が説明された後に、委員である沖縄自由民主党や沖縄社会大衆党などの立法院議員から質疑応答があった。同年八月に第四十回定例議会が終了したが、宗教法人法の立法調査は議会閉会中の継続審査として決定した。文教社会委員会では議員四人を本土に派遣して、宗教法人法の実状を調査した。第四十二回定例議会（一九七〇年二月―八月）で、「宗教法人法（立法調査）」が案件となり、文教社会委員会に付託されたが、開会中には審査を行うに至らず、審査未了で廃案となった。筆者の聴取調査によれば、ある関係者は、本土復帰に近いこともあり、立法院の多数派は、宗教法人法の立法に積極的ではなかったと証言する。

立法院での法案の廃案後、文教局では宗教団体法に基づく宗教法人の切換措置について、日本国政府との間で連絡調整を進

めた。一九七一年三月の立法院決議第七号「沖縄の復帰対策に関する要請決議」にて、「現に宗教団体法によって認可された法人は、本土法による宗教法人となるように所要の経過措置を講ずること」と明記された。それを受けて日本政府では、同年三月の閣議決定「沖縄復帰対策要綱(第二次分)」にて、「復帰の際現に沖縄の法令により宗教法人である宗教団体については、本土の宗教法人法による宗教法人とみなす」とした。右記の経過を経て、沖縄の復帰に伴う特別措置に関する法律(昭和四十六年法律第百二十九号)の第四十七条に、「沖縄の宗教団体法〔略〕に基づく法人である宗教団体〔略〕は、それぞれ、宗教法人法〔略〕に基づく宗教法人となる」と規定して、公布されたのである。

琉球政府文教局では、早くから宗教法人法の立法を想定していたが、結局は成立しなかったのは、信教の自由に基づく同法の趣旨が立法院では理解されていなかったからであろう。文教局が立法を準備していたことは、信教の自由に対応する法規の整備を志向していたと意義付けできる。立法院で審査された宗教法人法参考案はその所産である。

本土復帰による墓地、埋葬等に関する法律の適用と現代的課題

村上 興匡

沖縄には洗骨習俗や亀甲墓など独特の墓慣習が存在し、墓地に関する法律の運用も本土とは異なったものであった。沖縄における墓地経営の主体は、市町村、財団法人や宗教法人、門中やムラ、個人があるが、現在も経営認可件数の大部分は個人経

営の墓地である。戦前においても、墓地及埋葬取締規則が適用されたが、墓地及埋葬取締規則施行細則によって墓地の大きさや個人所有など沖縄独特の慣習への配慮がなされた。墓新築の許可申請件数は、一九八二年に初めて百を超え、九三年以降は毎年三百件を超えている。個人墓地は一代限りで、継承には許可を取り直す必要があるが、四〇%近くの人はそれを知らない。

一九五〇年に定められた那覇市の都市計画では、個人墓の公営墓地を設置し、既存の墓地を整理して市街地として整備することが定められた。狭い市域内では公営墓地の確保が厳しく、他市町村に協力を求めないと難しいが、各市町村営墓地の整備も進まず、個人墓の設置を認めざるを得ないのが実情となつていく。二〇〇〇年に「沖縄県墓地公園整備基本指針」が策定され、市町村による公営墓地の整備を基本として促進するとともに、個人墓地を公益法人や宗教法人が管理する墓地に集約してゆくことが目指された。

本土復帰以降、葬祭業者による葬儀補助や仏教式葬儀が、都市部を中心に行われるようになる。それとともに寺院境内の墓地、納骨堂が増加した。土地を宗教法人や公益法人が所有し使用権を販売する管理型霊園を沖縄において最初に作ったのは、株式会社ヤシロである。九三年に管理型墓地コザ中央霊園を首里の達磨寺管理の形で開設した。九四年に公益法人沖縄メモリアル整備協会を設立し、沖縄各地に管理型霊園を開設運営した。九二年当時、その他の民間の墓地管理財団法人は沖縄墓地公園管理協会だけであったが、その運営の仕方は、土地を分筆